

第13回総会 令和3年6月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、6月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

今月は、農地改良届が1件提出されていますので報告します。

土地の所在は、大字茶臼原字〇〇番1、地目：台帳・現況ともに畑、面積2,164㎡、所有者：大字穂北〇〇番地195、〇〇、申請者も同じ、改良する理由は、傾斜が厳しく農地として利用ができないため、4m程盛土して、良好な農地として利用するとしています。地元〇〇委員が欠席ですので、事務局より報告をお願いします。

事務局 地元の〇〇委員が欠席していますので、事務局で説明します。お手元の、農地改良届出についてをご覧ください。農地の場所は、県道〇〇線から〇〇工業団地に入って、約500m進んだ左側の農地です。申請者の〇〇さんは、穂北で〇〇業を営んでいます。この農地は、令和2年11月の総会で、農地法第3条により取得したのですが、農地の大部分が斜面になっており、農地として使いにくく、また道路よりも低く、農機具の搬入も困難であることから、約4m盛土して、道路と同じ高さにし、使いやすい農地にするとしています。改良後は、果樹を植える予定と聞いております。隣地の承諾も得ており、事務局も現地を確認していますので報告します。

局長 また、相続届出9件、使用貸借合意解約1件、賃貸借合意解約15件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長をお願いいたします。

会長 ただ今から令和3年度第13回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。農業委員14名、推進委員16名、合計30名の出席であります。本日の議案件数であります、5件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。3番 〇〇委員、18番 〇

○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 70 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 70 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、申請件数は議案書 1 ページの通り、3 件であります。

申請番号 1 番を説明します。申請者：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1、
登記・現況ともに畑、面積 722 m²、申請内容・目的：宅地分譲用地、主な転用の内容は、鉄骨 2 階建、長屋住宅 8 戸の建築であります。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 今回は、28 番 〇〇委員と私（12 番 〇〇委員）が、会長の命を受けまして、6 月 21 日、午前 8 時 30 分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、杉尾係長、中井主事同行のもと、農地法第 4 条 3 件、農地法第 5 条 4 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

28 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ約 150m 行った所の農地で、旧国道〇〇号道路沿いとなります。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、長屋住宅 1 棟 8 戸、鉄骨造り 2 階建てを建設するための転用申請です。周囲は、東側は住宅、西側は道路を挟んで住宅、南側は旧国道〇〇号、北側はアパートとなっています。雨水は、排水柵の設置により排水します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、周辺にブロックを設置して、土砂の流出を防ぎます。

転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。申請者：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積500㎡、申請内容・目的：一般個人住宅用地、主な転用の内容は木造住宅1棟の建築であります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

12番 2番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から、東へ約200m行った所の農地となります。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。

今回の申請は、申請人の〇〇さんが、一般住宅を建設するための転用申請です。周囲は、東側は道路、西側は農地、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は、道路側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周囲にブロックを設置する予定で、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされております。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。申請者：神奈川県〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1他2筆、
登記：畑、現況：山林原野、面積3,946㎡、申請内容・目的：山林転用、主な転用の
内容：杉の植樹であります。既に杉が植樹され、始末書が添付されています。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

28 番 3番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇支所から東へ約500m行
った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。この申請地
は、申請人の〇〇さんが県外在住で、農業を営むことができないので、今後も山林と
して活用するとのこと。この土地は、無断転用の土地で、地目は畑ですが、昭和
40年頃に杉を植林したものとされます。このため、違反転用を是正するための転用
申請です。この案件は、始末書が添付されていますので、ご確認ください。周囲は、
東側は山林、西側は住宅地、南側は山林、北側は山林となっています。雨水は、自然
浸透により排水します。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、
第2種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議
をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 71 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 71 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2～3 ページの通り申請件数は 4 件であります。

1 番を説明します。受人：旭 2 丁目の〇〇、渡人：大阪市の〇〇、申請地：右松 1 丁目〇〇番 2、登記・現況ともに畑、面積 227 m²、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅 1 棟の建築であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ約 200m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、一般住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は道路、南側は苗床ハウス、北側は雑種地となっています。雨水は、市道側溝に流します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う、周辺への土砂流出については、周辺に既にブロックが設置されています。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同許可

相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この申請地の売買価格は、〇〇円となっております。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇

番1他1筆、登記・現況ともに畑、面積1,064㎡、申請事由：宅地分譲用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：宅地分譲地8区画の造成であります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

28番 2番について説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇が、〇〇さんから売買により所有権移転を受けて、宅地分譲地を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は住宅、西側は住宅、南側は住宅、北側は農地で田となっています。雨水は、排水枘の設置により排水します。生活排水については、下水道を利用します。転用する周辺関係者等へ同意も得ているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この申請地の面積は、1,064 m²ですが、その他宅地約 900 m²を合わせて売買しており、売買金額は〇〇円となっています。農地、宅地の合計面積は、2,251.03 m²となります。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番7、登記・現況ともに畑、面積 393 m²、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅1棟の建築であります。

議長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

12番 3番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ約150m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権移転を受け、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は、本日の総会議案、農地法第4条の1番の申請地となります。雨水は、道路側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出については、周辺にブロックを設置する予定であります。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよ

ろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この申請地の購入価格は、〇〇円となっております。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：兵庫県の〇〇、渡人：下三財の〇〇、同じく下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに畑、面積1,400㎡の内174.46㎡、申請事由：工事車両通路、権利の内容：賃貸借権の設定、主な内容は：太陽光発電施設設置工事期間中の一時工事車両進入路の利用であります。

議 長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

12番 4番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南東へ約100m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さん、〇〇さんから賃貸借により借り受けて、工事車両通路を設置するために申請されたものです。一時転用申請となります。周囲は、東側は雑種地、西側は道路、南側は道路、北側は農地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水はありません。転用に伴う周辺への土砂流出については、周囲が自分の農地のため問題ありません。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのことです。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員

一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請は、以前に太陽光発電設備の転用申請がなされていた土地への工事車両進入路となります。申請時当初は、南側に通路があり、工事車両はここを利用する予定でありましたが、この通路の一部に私有地があり、その所有者から通路利用を反対され、交渉を続けていました。パネル等資材も揃い、早急に工事を開始するため、太陽光設備の転用申請時の農地所有者より、農地を一時借り受けて申請されたものです。

議 長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第72号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第72号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書4～5ページの通り、申請件数は7件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50aの要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：清水の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 1,117 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 1 番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落です。〇〇そばの農地です。受人は、〇〇で、渡人の〇〇さんとこれまで賃貸借していた農地ですが、〇〇さんも高齢で、若者に有効活用してほしいとして贈与となりました。〇〇さんは、ピーマン、水稻を作付けする農家で、農業に必要な機械類も一式揃っています。何ら問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明のありました、1 番につきましては、13 番 〇〇委員が受人となる事案であり、農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、当事案の採決にあたり〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。〇〇委員は、席にお戻りください。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局長 2番を説明いたします。受人：三納の〇〇、渡人：清水の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積1,469 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27番 2番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、先ほどの1番と同様、〇〇そばの農地です。受人は〇〇さん、渡人は、1番と同じく〇〇さんで、これまで賃貸借していた農地ですが、若者に頑張ってほしいとして贈与となっています。〇〇さんは、繁殖牛を飼育し、露地野菜を作付けする農家で、農業に必要な機械類は一式揃っており、何ら問題なく許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番について説明します。受人：黒生野の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字黒生野〇〇番他2筆、登記・現況ともに田、面積3,987 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 3 番を説明します。渡人は、黒生野に住む〇〇さんです。息子の〇〇さんへ農業継承のための贈与となります。農地の場所は、〇〇公民館から南へ約 500m 進んだ農地です。受人は、米、ハウスピーマンを作付けし、農機具等もトラクター、軽トラック等農業に必要な機械類は一式揃っております、周辺作物への影響もなく、農地法第 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 4 番の説明をお願いします。

局 長 4 番について説明します。受人：岩爪の〇〇、渡人：埼玉県の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 2,902 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番 4 番を説明します。今回の申請は、埼玉県に住む〇〇さんから、都於郡の〇〇地区に住む〇〇さんへの贈与となります。〇〇さんと〇〇さんは兄弟関係にあります。〇〇さんは、高校卒業後、関東方面に就職し、埼玉県に住居を構え、今後宮崎に帰ることはないとのことで、農地の所有権を兄の〇〇さんに無償移転するものです。〇〇さ

んは、農業に関する農機具は一式揃えています。農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番について説明します。受人：清水の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他1筆、登記・現況ともに田、面積1,396㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 5番を説明します。高齢で農地の管理が困難となった、渡人〇〇さんが、受人の〇〇さんへ、無償の所有権移転をする申請地の場所は、配付済みの地図を参照して下さい。所有権の移転後は、とうがらしとオクラを生産する予定であると聞いています。受人は現在、ピーマン約1町、米・飼料稲を約5町生産し、その経営規模に見合う機械類を所有されており、全く問題ないと判断しました。皆さまの審議をお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番について説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字
荒武字〇〇番他2筆、登記・現況ともに畑、面積3,710㎡、権利の内容：売買による
所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 6番を説明します。今回の申請は、反別も多く、青地でもあるのですが、農地の状
態等からあっせんには適さないため、農地法第3条を適用しています。三宅に住む〇
〇さんから、宮崎市に住む専業農家の〇〇さんへ規模拡大のための売買となります。
詳細につきましては、配付済みの地図を参照して下さい。〇〇さんは、飼料を1町程
作付けされており、現地には、大根、ニンニクを作付けされるそうです。農機具等は
トラクター3台、田植機、コンバイン、軽トラック等農業に必要な機械類は一式揃っ
ております。周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けについ
ても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願
いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買価格は、10aあたり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7番の説明をお願いします。

局 長 7番について説明します。受人：右松の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積2,371 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

19 番 7番を説明します。渡人は、上三財に住む〇〇さんから、右松に住む〇〇さんへの売買となっています。農地の場所につきましては、〇〇から南東に、約700m進んだ所の農地となります。受人は、申請地の北側で、トマトやピーマン等の苗を育てております。農機具もトラクター、軽トラック等農業に必要な機械類は一式揃っています。周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買価格は、10aあたり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第73号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第73号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。議案書6～8ページの通り6件の申請であります。

1番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積743㎡です。

2番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,530㎡です。

3番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番2、登記・現況ともに田、面積321㎡です。

4番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積1,811㎡です。

5番 受人：三納の〇〇、渡人：鹿児島市の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況ともに田、面積964㎡です。

6番 受人：三納の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番2、登記・現況ともに田、面積1,038㎡です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については令和3年7月5日を予定しております。

議 長 説明がありました1番から6番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第73号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第73号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による、農用地利用集積計画の公告(貸借権設定)については、議案書9~11ページの通り4件であります。

申請番号順に説明します。

1番 受人：荒武の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番10他6筆、登記・現況ともに畑5筆、登記：山林、現況：畑2筆、面積12,363.63㎡、令和3年7月から10年間の使用貸借権の再設定です。

2番 受人：三納の〇〇、渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他1筆、登記・現況ともに田、面積3,469㎡、令和3年7月から10年間の貸借権の再設定です。

3番 受人：三納の〇〇、渡人：佐土原町の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番1他2筆、登記・現況ともに田、面積2,496㎡、令和3年7月から10年間の貸借権の再設定です。

4番 受人：荒武の〇〇、渡人：札幌市の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他2筆、登記・現況ともに田、面積7,988㎡、令和3年8月から5年間の貸借権の再設定で

す。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和3年7月5日を予定しております。

議長 説明がありました1番から4番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第74号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案同第74号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書12～13ページの通り、4件の申請であります。申請番号順に説明します。

1番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積2,913㎡、令和3年8月から7年9ヶ月間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

2番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積2,874㎡、令和3年8月から10年間の農地中間管理事業

による賃貸借権の新規設定です。

3番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに畑、面積4,003㎡、令和3年8月から10年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

4番 譲受人：〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番他1筆、登記・現況ともに田、面積2,147㎡、令和3年8月から10年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和3年7月5日を予定しております。

議長 説明がありました1番から4番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

議長 4番の賃借料、〇〇円は中途半端な金額ですが、備考覧にハウス込み等記載して下さい。

事務局 対応を検討します。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 50 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

3 番 _____

18 番 _____